

用途		種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	下肢	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級（上下肢機能全廃1級及び下肢3級+上肢3級を含む。）以上の原則として学齢児以上の者	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
		特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（當時介護を要する者に限る。）又は知的障害者（児）で判定がAである原則として3歳以上のもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	20,540円	5年
		特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（當時介護を要する者に限る。）の原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	体幹	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の原則として3歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	86,330円	5年
		体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の原則として学齢児以上の者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	知的（一部）	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として3歳以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
		訓練いす（児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として3歳以上18歳未満の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	34,690円	5年
自立生活支援用具	下肢	入浴補助用具	肢体障害2級以上で下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。【複数可】	94,300円	8年
		便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として学齢児以上の者 (ボーカブルトイ、補高便座等)	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。18歳未満の者については手すりつきのみとする。	便器のみ：4,670円 手すりつき：10,330円	8年
	下肢 体幹 平衡	頭部保護帽	下肢、体幹、平衡機能障害者で起立・歩行時に頻繁に転倒する者、又は知的障害者（児）で判定がAである者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A：スポンジ、革を主材料 B：スポンジ、革、プラスチックを主材料	<オーダーメイド> A：15,200円 B：36,750円 <既製品> A：13,140円 B：31,760円	3年
		つえ（T字状・棒状）	下肢、体幹、平衡機能障害者で歩行障害があり支持が必要なもの	木材、軽金属製で十分な強度を有するもの	木材：2,320円 軽金属：3,150円	3年
		移動・移乗支援用具	平衡機能3級以上又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア　障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。【複数可】	62,870円	8年
	上肢 知的	特殊便器（ウォッシュレット等）	上肢障害2級以上又は知的障害者（児）であって、判定がAであり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な原則として学齢児以上のもの	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	145,630円 (足踏みペダルにて操作するもの：158,400円)	8年
	知的	火災警報器	障害等級2級以上又は知的障害者（児）で判定がAのもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	16,250円 一世帯に付き2台限度	8年
		自動消火器	障害等級2級以上又は知的障害者（児）で判定がAのもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消防液を噴射し、初期火災を消し得るもの	30,070円	8年
視覚	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は知的障害者（児）であって、判定がAの原則として18歳以上のもの	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	42,970円	6年	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000円	10年	
	聴覚障害者用屋内信号装置（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）の原則として18歳以上の者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの【複数可】	97,700円	10年	

介のある制度は、同様のサービスが介護保険課にある場合は介護保険のサービスが優先されます。

難のある制度は、難病患者等日常生活用具の取り扱いがあります。

- ・ 65歳以上 + 介護保険対象者 (+ 生活保護) = 介護保険優先
- ・ 40歳～64歳 + 介護保険対象者 = 介護保険優先
- ・ 40歳～64歳 + 介護保険対象者 + 生活保護 = 障害福祉優先

用途	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数	
在宅療養等支援用具	腎臓	透析液加温器 ※意見書、計画書等	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPDによる透析療法)を行う原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51, 500円	5年
	呼吸器等	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	37, 720円	5年
		電気式たん吸引器 (吸引・吸入両用器含む)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	59, 100円	5年
		動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) ※意見書	人工呼吸器の装着が必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができる機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	165, 000円	5年
		人工呼吸器用非常電源装置 ※意見書	在宅の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、人工呼吸器の装着が必要と認められるもの	<正弦波インバーター発電機> 障害者または介助者が容易に使用可能な、ガソリンまたはガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のも <ポータブル電源(蓄電池)> 障害者または介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	100, 000円	10年
	在宅酸素療法	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う原則として18歳以上の者	障害者が容易に使用し得るもの	17, 820円	10年
	視覚	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9, 000円	5年
		視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18, 000円	5年
		音声血圧計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15, 000円	5年
情報・意思疎通支援用具	音声言語肢体	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発生・発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98, 800円	5年
	上肢 視覚	情報・通信支援用具 (障害者向けパソコン周辺機器やアプリケーションソフト)	視覚障害者又は上肢機能障害であって、障害の程度が1級又は2級のもの	画面の文字や入力内容を音声化するソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ、点字プリンタ、スキャナ、入力補助用具(大型キーボード、特殊マウス、ジョイスティック、スイッチ等) ※機器修理、バージョンアップ、運搬、取付け、調整等費用は対象外【複数可】	104, 770円	5年
	視覚	点字ディスプレイ	原則として視覚障害2級以上である18歳以上の者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383, 500円	6年
		点字器	視覚障害者であって、点字を習得しているもの	<標準型>点筆を含む A: 32マス18行、両面書真鍮板製 B: 32マス18行、両面書プラスチック製	A: 10, 400円 B: 6, 600円	7年
				<携帯型>点筆を含む A: 32マス4行、片面書アルミニウム製 B: 32マス12行、片面書プラスチック製	A: 7, 200円 B: 1, 650円	5年
		点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63, 100円	5年
		視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の原則として学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	<録音再生機> 85, 000円 <再生専用機> 35, 000円	6年
		視覚障害者用活字文書等読み上げ装置	視覚障害2級以上の原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報等を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99, 800円	6年
		視覚障害者用読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出し、又は音声信号に変換して出力できるもの	198, 000円	8年
		視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	<音声時計> 13, 300円 <触読式時計> 10, 300円	5年
聴覚 言語	聴覚障害者用通信装置(FAX)	聴覚障害者又は音声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる(原則として2級以上であるが、必要と認められる場合は3級でも可)原則として学齢児以上のもの	一般的の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの(1世帯に1台のみ)	52, 390円	5年	
聴覚	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者(原則として2級以上であるが、必要と認められる場合は3級でも可)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88, 900円	6年	

用途		種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	喉頭摘出	人工喉頭	音声・言語障害者で無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの	<笛式> 呼気によりゴム等の膜に振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5, 000円	4年
			音声・言語障害者で無喉頭により、常時人工喉頭を使用するもの（笛式又は電動式と埋込式の併給は不可。ただし、笛式又は電動式の人工喉頭を給付後にシャント形成を行い、埋込式の人工喉頭を常時使用することになった場合は、笛式又は電動式耐用年数内であっても、埋込式の給付は可。）	<電動式> 頸下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70, 100円	5年
			音声・言語障害者で無喉頭により、常時人工喉頭を使用するもの（笛式又は電動式と埋込式の併給は不可。ただし、笛式又は電動式の人工喉頭を給付後にシャント形成を行い、埋込式の人工喉頭を常時使用することになった場合は、笛式又は電動式耐用年数内であっても、埋込式の給付は可。）	<埋込式> 声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器を使用するために必要な専用の付属品(医療保険の対象となるものを除く)	5, 000円／月	—
	視覚	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書。ただし、年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	—
	人工内耳装用	人工内耳体外部装置 (スピーチプロセッサ) ※意見書	現に人工内耳を装用している聴覚障害者（児）であって、医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができるないと判断されたもの。ただし、本人の故意、過失による破損、代替品の購入を理由とする場合を除く。	音をマイクロホンで受信し、その信号を分析して人工内耳体内装置に刺激を与えることにより聞こえを確保するもので、人工内耳を装用している聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	片耳当たり 300, 000円	5年
		人工内耳用専用電池	聴覚障害者（児）で、現に人工内耳を装用している者	人工内耳体外部装置を作動させる専用電池で、人工内耳を装用している聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。ただし、充電池と空気亜鉛電池の併給は不可。	<充電池(充電器を含む)> 片耳当たり30, 000円 ※片耳につき1つのみ（複数不可） <空気亜鉛電池> 片耳当たり2, 500円／月	3年
排泄管理支援用具	ストーマ造設	収尿器	膀胱機能障害者であって、排尿のコントロールが困難なもの又は尿路変更のストーマを造設し、カテーテルを使用しているもの	<男性用>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとし、ラテックス製又はゴム製のもの <女性用> 普通型：耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型：ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	<普通型>7, 700円 <簡易型>5, 700円	1年
			膀胱・直腸機能障害者でストーマを造設した者（ストーマ周辺に著しいびらん、ストーマ変形、二分脊椎の者に対しては紙おむつ支給可）	<ストーマ装具（消化器系）> 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの <ストーマ装具（尿路系）> 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	8, 858円／月	
	高度の排便機能障害 高度の排尿機能障害 脳原性運動機能障害かつ意志表示困難	ストーマ用装具（ストーマ用品を含む） 紙おむつ等	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿又は排便の意思表示が困難であり、紙おむつを必要とする3歳以上の者。	<紙おむつ>	11, 639円／月	
			直腸機能障害者で高度の排便機能障害がある者、ストーマ用装具の装着が困難な者又はストーマ用装具と紙おむつ等の併用が必要と認められる者。ただし、原則として3歳以上の者	<洗腸用具>	25, 150円／2月	—
	洗腸用具 ※意見書（初回のみ）				12, 230円	0.5年
住宅改修費	下肢 体幹	居宅生活動作補助用具 ■ ■ ■	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）の原則として学齢児以上のもの	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への取替え ⑥その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200, 000円	—